

様式 2

会議概要

令和 8 年 8 月 2 7 日

開催した会議の名称	令和 8 年度 佐賀県社会福祉審議会
開催日時	令和 8 年 8 月 20 日（木曜日） 午後 1 時 3 0 分から午後 3 時まで
開催場所	（所在地）佐賀市天神 3 丁目 2 番 1 1 号 （会場名）アバンセ 4 階 第一研修室
出席者	武藤委員、松山委員、平野委員、大坪委員、加藤委員、馬場委員、 小野委員、山口委員、森本委員、山田委員、日高委員、田中委員、 藤崎委員、前田委員、藤瀬委員、久米委員、井上委員、小谷委員、 原委員、小野原委員、小林委員、江口委員、大垣内委員、 三原委員 県長寿社会課 木塚副課長、障害福祉課 井原副課長 こども家庭課 畑島課長、こども未来課 千綿課長 事務局：健康福祉部 金丸部長、健康福祉部 豊田副部長、 社会福祉課 近藤課長、古賀副課長、川内野副監査監、岩本係長、 下平主査、戸嶋主事、野田主事、大久保主事
会議の公開・非公開	公開
会議非公開の理由	—
傍聴者の人数	0 人
会議の概要	1 開会 2 議事事項 ＜報告事項＞ （1）佐賀県地域福祉支援計画 Ver. 6 の進捗状況 （2）社会福祉法等の一部改正 ＜意見交換＞ （1）佐賀県地域福祉支援計画の改定について 3 意見交換 ※委員からの意見は会議録のとおり 4 閉会
会議資料	・ 次第 ・ 資料No. 1 : 佐賀県社会福祉審議会の概要 ・ 資料No. 2 : 佐賀県社会福祉審議会委員一覧 ・ 資料No. 3 : 佐賀県地域福祉支援計画 Ver. 6 の進捗状況 ・ 資料No. 4 : 社会福祉法等の一部改正 ・ 資料No. 5 : 佐賀県地域福祉支援計画の改定について ・ 参考資料 1 : 佐賀県地域福祉支援計画 Ver. 6 の進捗状況一覧 ・ 参考資料 2 : 社会福祉法等の一部を改正する法律の概要について
問い合わせ先	担 当：健康福祉部社会福祉課地域福祉担当 電 話：0952 - 25 - 7053 F A X：0952 - 25 - 7264 E-mail：syakaifukushi@pref.saga.lg.jp

会 議 録

- 1 開催した会議の名称 令和8年度佐賀県社会福祉審議会
- 2 開催日時 令和8年8月20日（木曜日）13時30分～15時00分
- 3 開催場所 アバンセ4階 第一研修室
- 4 出席者 武藤委員、松山委員、平野委員、大坪委員、加藤委員、馬場委員、小野委員、山口委員、森本委員、山田委員、日高委員、田中委員、藤崎委員、前田委員、藤瀬委員、久米委員、井上委員、小谷委員、原委員、小野原委員、小林委員、江口委員、大垣内委員、三原委員
県長寿社会課 木塚副課長、障害福祉課 井原副課長
こども家庭課 畑島課長、こども未来課 千綿課長
事務局：健康福祉部 金丸部長、健康福祉部 豊田副部長、
社会福祉課 近藤課長、古賀副課長、川内野副監査監、岩本係長、
下平主査、戸嶋主事、野田主事、大久保主事
- 5 議事事項
＜報告事項＞
 - （1）佐賀県地域福祉支援計画 Ver. 6 の進捗状況
 - （2）社会福祉法等の一部改正
＜意見交換＞
 - （1）佐賀県地域福祉支援計画の改定について
- 6 会議録
 - （1）開会
 - （2）健康福祉部長挨拶
 - （3）審議会について
資料No.1 参照
 - （4）委員紹介
資料No.2 参照
 - （5）議事事項
＜報告事項＞
 - ① 佐賀県地域福祉支援計画 Ver. 6 の進捗状況
事務局より、資料No.3 に沿って説明

(委員)
資料No.3（13 頁）の災害時の取組について。

避難先、避難誘導時の道路が損壊している場合や避難先に指定されている避難所が地震対策、災害対策をしっかりと整備している避難所なのかなど、実効性の部分が気になった。10年ほど前に県が電源が確保されている「モデル避難所」を示した際、そういう避難所があったらいいなと当時思った。（個別避難計画についても）避難先や避難誘導など、実行性が担保されているかを確認していただき、「避難所改革」に取り組んでいただきたい。

（委員）

資料No.3（10 ページ）の指標達成状況について。

重点事項1、2について、いずれも目標未達成ではあるものの、資料No.3（11、13 頁）に記載されているように、（行政側も）色々努力されていることは承知。その中で福祉分野に携わる方々の処遇の部分が気になった。処遇をしっかりと改善していかなければ思うような体制づくりが進まないのではないかな。特にコロナ禍以降、支援を行う方々の処遇の問題に光が当たり始めているが、佐賀県の場合は隣に福岡県があるため、唐津方面にしても東部方面にしても、どんどん人手が（福岡県に）流れていく。佐賀県だけで体制づくりに集中して取り組むことは難しいと思うが、（福祉に携わるような方々の）時給等のことも考えていただき、体制を整えていってほしい。皆様の努力は資料に書いてあるので理解はするものの、そのあたり（福祉に関わる方の処遇）のことも考えてほしい。

（委員長）

2つ大事な意見が出た。近年、災害が多く、避難所の充実や避難体制の整備をしっかりとやることは大事なこと。加えて、そういう福祉的支援に関わる方の処遇も大事。同じようなことを考えている委員も多いと思うが、違う意見などもあればお聞きしたい。

（委員）

資料No.3（15 頁）について。

福祉分野にとどまらない横断的な課題への対応について、「孤独・孤立」のことが記載されている。孤独・孤立は、すぐに解決できる問題ではないと思うが、引き続き取り組む必要があると考えている。福祉の分野だけでなく、地域全体で取り組む必要があると思うが、ただやはり個人情報問題も含めて非常に難しい問題。なかなか（個人情報を）オープンにできないが、支援が必要だというケースもあるため、引き続き取り組んでいく必要がある。続けて、福祉人材の確保についても今後ますます必要になってくるが、これからの佐賀県を考える上で、高齢者福祉、障害者福祉を支える人たちが少ないという現状があるため、引き続き人材の確保に取り組むとともに、（人材について）もっと考えていくことが必要。

（委員長）

これもまた大事な意見。確かに孤立の問題は難しいところ。個人情報問題もあるが、確実に高齢化が進み、（高齢化に伴い一人ひとりの）体が弱ってきて、そういう方も増えているということだから大事な指摘。それとリンクして、福祉人材もやはり必要。他の委員いかが。

(委員)

資料No.3 (5 頁、10 頁) について。

柱3つ目の「人づくり」の部分に「CSO との協働」が記載されている。

最近、熊本県に被災地支援に行つて思うことだが、DWAT との連携がもっと進んだらいいと社協さんとも話をした。(地域福祉支援計画の) 位置づけとして柱3「人づくり」(2) のところだけの取組というよりも、もっと全体的な概念として、(「CSO との協働」が) 佐賀の特徴ではないか。また、当時の計画では DCAT と記載されているが、今は DWAT (**welfare** = 福祉) に名前を変えており、言葉の使い方が非常に大事。加えて、KPI の話にも関係するが、重層的支援体制整備事業は、国の方針もだんだん変わってきており、また(財政面での支援も) 厳しくなっているという。この KPI の立て方についても、時流やタイミングなど、その時々状況に応じて変えていくことも大事。先程、委員もおっしゃったように、孤独・孤立対策は(次期計画) すべての概念に関わる話。(孤独・孤立対策が) 包括的支援体制の整備につながると思うため、直ちに KPI を変えてくださいという話ではないが、何かしらその位置づけを見直すことも大事ではないか。(市町に) 負担をかけるわけではないが、(孤独・孤立対策は) 大事な概念なため、制度と制度概念とがしっかりと連動すると良い。福祉人材の部分は、支援相談も含めて非常に大変な状況にあるため、「CSO との協働」を掲げるのであれば、しっかりと人材育成とか連携のところで、財政的措置だけの話ではなく、実装できる体制、仕組み作りが大事ではないか。

② 社会福祉法等の一部改正

事務局より、資料No.4 に沿って説明

(各委員から、特に意見等なし)

<意見交換>

① 佐賀県地域福祉支援計画の改定について

事務局より、資料No.5 に沿って説明

(委員長)

今回のテーマが「地域福祉支援計画の改定」について。県でも、市町の地域福祉の下支えをするために動いているということで、この機会に「ここはこう見直したほうがいい」などあれば意見を求む。併せて、佐賀県の良いところ、佐賀県の強みを生かしたような意見もあったら幸い。

どうか忌憚なく、ご意見をお願いしたい。

(委員)

資料No.5 について。

地域福祉支援計画 ver.7 の方向性で示された項目の一つでも二つでも達成できれば本当に素晴らしい。(おそらくどこも同じ状況だと思うが) 現在人手不足に直面していて、今後人手をどうす

るかと思っている中で、県の理念も計画の見直しの方向性も良い。県が進めている重層的支援や包括的支援について、反対する人はいないと思うが、（重層事業に）市町でも取り組んでいるところが4カ所ぐらいに留まっている。住民レベルの助け合いに置き換えると、“重層的”や“包括的”など、言葉に対するアレルギーが生じて、何か新たに負担を強いられるのではないかと受け取ることもある。いかにそういった“専門職チック”な印象を排除して、地域の人たちに落とし込むかという視点が大事。先程資料No.3でも説明されたとおり、一定の効果はあると思うが、窓口を一本にして横の連携を取っても、結局リアルな現場では誰が支援するのかという問題に直面する。そうすると行政だけとか専門職だけの支援じゃ行き届かない。いかに住民の方に参画してもらうのかという視点が重要。（住民参画への）アプローチ自体は2017年頃から始まっており、佐賀県の中でも住民主体の取組は徐々に増えている印象。ただ、住民が主体的に取り組んでいるため、それを行政が応援しているかどうかは市町の考え方によるかもしれない。以前、介護保険制度が始まったときは、県を上げて介護保険の事業を応援してくれた。こうした制度サービスで全ての人を救えるのではないかと当時期待したが、現実そうはならなかった。住民の方が参画して、地域で起こった問題は住民同士が早く気づいて手を打てば早期に解決することもある。これまで生活支援体制整備事業は市町で取り組んでいるが、うまくいってるところといてないところがある。うまくいってるところは、住民が主体的に動くように行政側が上手にアプローチしている。うまくいってないところは何か住民にさせようとしているとか、アプローチの仕方の違いもあって、そこが歴然と差をつけているのではないかと。決して住民への押し付けではなく、住民が自分たちでやれるように上手にアプローチする。これからますます増える地域の中の生活支援ニーズに対応していくためには、住民が参画できるように取組を強化していかないといけない。できているところとできてないところが混在しているこの状況を抜け出さないといけない時期。

県にもどういったところがどういう効果を上げているのかを認知していただきたい。介護保険サービスとか障害福祉サービスなど（公的サービス）は認知していても、住民が主体的に取り組んでいることまでは認知できていないのではないかと。いまだ認知されていない住民主体の取組も、ひょっとしたら今いる有志の方々がいなくなったら取組がなくなってしまう場合もあるのではないかと。だからそういった（住民主体の）取組を認知していただき、しっかり後押ししていただきたい。そういう意味で先ほど事務局から地域共生ステーションの話もあったが、やはり人手不足とか物価高騰など、財政的にも余裕がなくて気持ちでは助け合いとか地域活動したいんだけどもなかなかやれない。でも今は昔と違って住民が勝手に行うような取組もあって、成果も出ていることを考えると、そういったところも地域共生ステーションとして認知するかは別としてしっかり認知していただきたい。そして、「何かしら応援をしますよ」みたいな姿勢づくりをぜひ今度の計画に位置づけていただければ非常にありがたい。

（委員長）

住民参画を強化するためにどうしたらいいのかという問いがあった。今後の少子高齢化社会を考えるうえで非常に重要な御意見。他の委員いかがか。

(委員)

やはり人材不足とか、高齢化が進むと、(担い手への)報酬も考える必要があるのではないかな。皆さん報酬がなくても一生懸命ボランティア感覚で活動されるかもしれないが、人材不足になってくると、報酬の改定が必要だと感じるためお願いしたい。

(委員長)

人材の確保や育成については、県の大事な役割。そこに報酬の視点も加えながら、県でも検討できるところは検討していただければありがたい。意見交換自体は以上で終了する。

先ほど事務局から説明があったとおり、本日意見できなかったことや追加の意見などについて、令和8年9月11日までに事務局までお願いしたい。

また、事務局もすごく多岐にわたる意見があった。包括的、重層的など、言葉をどう表現すれば住民に伝わるのか、そういった視点も持ちながら、次期計画 Ver.7 に取り入れていただきたい。

(社会福祉課長)

様々ご意見等をいただき感謝。時間の関係上、十分に皆様のご意見を聞けなかったかもしれないが、先程ご説明した連絡先までご意見をお寄せいただきたい。いただいた御意見は次期計画の素案に反映させていただく。今日いただいたご意見も、事務局の方で再度検討を重ねて、次期計画の中でどのように反映をしていくのか、そういったところを考えていきたい。

(6) その他

最後に事務連絡。次回の審議会については10月末ごろを予定。日程については、近日中に改めて御連絡する。引き続き、本審議会への出席への御協力等をお願いする。

(7) 閉会

以上